鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、鳥取市内の中山間地域(次の各号のいずれかに該当する地域をいう。)において、本市の水田農業を支える農業者を育成するとともに、地域の水田農業の維持・発展を図ることを目的として交付する。
 - (n) 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号) 及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定 める地域を定める規則(平成20年鳥取県規則第91号)に定める地域(以下「条 例指定地域」という。)
 - ② 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19条)第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市があら かじめ県へ協議して、県が登録している地域

(補助金の交付)

- 第3条 本補助金は、鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業実施要領(平成29年11月8日制定。以下「実施要領」という。)第4の要件を満たし、実施要領第5に定めた内容の事業(以下「支援事業」という。)を実施する実施要領第3に定めた者に対し、当該支援事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第256号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に2分の1を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てることとし、補助対象経費が600万円を超える場合は300万円を限度とする。)以内で算定し、予算の範囲内で付する。
- 2 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業 の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

- 第4条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2条に規定する書類は、様式第

- 1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者若しくは簡易課税事業者であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、市長がその財源に充当する県の補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に行うものとする。
- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項の規定にかか わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合に おいては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の 額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該 仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の減額とする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

- 第8条 本補助金の実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは 廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。
- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、 様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、 その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。) が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、 その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、 当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、 市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が定める期間)とする。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成とするため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

- 第10条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第4号)及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年11月8日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

年度鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業計画書

- 1 集落(地区)名
- 2 事業実施主体
- 3 事業実施方針
- 4 事業の内容

種 目・項 目		数	量	単	価	金	額	備	考
					円		円		
【 仕様									
L									
				合	計		円		

- (注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械の名称を記載し、 下段に仕様を括弧書きで記載すること。
 - 2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目事業費			内訳		
・項目	事業質 	県 費	市費	その他	備考
	円	円	円	円	
合 計					

6 収支予算

(1)収入の部

_区 八	大 左 庄 子 笆 姫	前任度予管類	比較増減		備考	
区分	本年度予算額 前年度予算額 —		増	減		
				円		
県補助金						
市補助金						
その他						
合 計						

(2) 支出の部

区分	 		比較増減		
卢 万	本中及了類似	宇度予算額 前年度予算額 -		減	
合 計					

7 事業完了予定年月日

年 月 日

- 8 他の補助金の活用
- (1)活用の有無 (有・無)

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかにOをすること。

(2) 活用補助金の概要

*活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

9 共同体による事業実施

項目	該当の有無
(1) 実施要領第3ただし書きに定める共同体による事業実施	
(2) 前号の事業実施に対する市長の同意(当該市記入欄)	

- (注)該当する場合は、「該当の有無」欄にOを記載すること。
- 10 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)
- 11 添付資料等
- (1) 実施要領第6(1) に定める事業実施計画
- (2) 実施要領第3ただし書きの場合にあっては、実施要領第6(2) に定める書類
- (3) 事業費の詳細がわかる資料(見積書等)

- (4)機械の詳細なカタログ、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断される資料。
- (5)特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。 選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が水田農業の維持・発展になぜ 必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

別紙1

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容							
	金融機関	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他			
			円	年				
			円	年				
			円	年				

^{*} 記入欄は、必要に応じて追加すること。

年度鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業報告書

- 1 集落(地区)名
- 2 事業実施主体名
- 3 事業実施方針
- 4 事業の内容

種	目・項	目	数	量	単	価	金	額	備	考
						円		円		
L \1.4 5										
【仕様										
						⇒ 1.		Ш		
					合	計		円		

- (注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械の名称を記載し、下 段に仕様を括弧書きで記載すること。
 - 2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保にした場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙2に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目			内 訳		
•項目	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	市費	その他		
	円	円	円	円	
合 計					

6 収支決算

(1)収入の部

区分	十 年 由 色 始	大 在 庄 子 笆 姫	比 較	増 減	備考
上	本年度決算額 本年度予算額 —		増	減	1
				円	
県補助金					
市補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

F/A	大 年 庄 浊 笆 姫	大 年	比較	増 減	
区分	平十及伏昇領 	年度決算額 本年度予算額 -		減	
合 計					

7 事業完了年月日

年 月 日

- 8 他の補助金の活用
- (1) 活用の有無 (有・無)
 - *他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかにoをすること。
- (2)活用補助金の概要
 - ※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。
- 9 添付資料等
- (1) 事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

別紙2

種目・項目	補助金の交付を受けて整備した物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容							
	金融機関	融資名 (制度・その他)	融資を受けた金額	償還年数	その他			
			円	年				
			円	年				
			円	年				

^{*} 記入欄は、必要に応じて追加すること。

年 月 日

鳥取市長 様

住所 氏名

年度鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金 仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知のあったこの事業について、鳥取市中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	鳥取市補助金等交付規則第	312条の2の補助金の額の確定額	金	円
	(年 月 日付け第	号による額の確定通知)		
2	補助金の額の確定時に減額	した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3	消費税の申告により確定し	た仕入に係る消費税等相当税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第4号(第11条関係)

財 産 管 理 台 帳

地区・事業主体名事			事業実施	事業実施年度				交付された補助金名								
				年 度												
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘	
実 施 年 度	事業実施主体	工構施区分	施 置 ス 設 場 所	事業量	着工年月日	竣工 年月日	総事業費	県 費	市費	そ の 他	耐用年数	処 制 年 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	要	
合	計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。